

議案第16号

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2月18日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例（昭和23年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例

第1条中「入学選考料等」を「授業料等」に改める。

第1条の2を削る。

第2条第1項中「入学選考料等」を「授業料等」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 授業料等の徴収方法については、教育委員会規則で定めるところによる。

第4条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、市立高等学校の授業料の徴収に係る規定を整備するため、この条例を制定するものである。